

佐賀地域 (佐賀市、神崎市、小城市、多久市) で創業等をお考えの事業主の皆様へ

佐賀地域の同意雇用開発促進地域（※1）の指定期間は**平成25年9月30日まで**となっており、10月1日以降は同地域での新たな地域雇用開発奨励金計画書の受付はできないこととなります。

佐賀地域（佐賀市、神崎市、小城市、多久市）において、地域雇用開発奨励金を活用して、創業等を行うことをお考えの事業主の皆様におかれましては、**平成25年9月30日までに**地域雇用開発奨励金計画書を佐賀労働局まで提出していただきますようお願いいたします。

ただし、佐賀市（旧佐賀郡富士町、旧神埼郡三瀬村）の区域については過疎等雇用改善地域（※2）に指定されておりますので、平成25年10月1日以降であっても、地域雇用開発奨励金計画書の受付を行います。

※1 求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域

※2 若年層・壮年層の流出が著しい地域
(指定期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

不明なことがございましたら、お問い合わせください。



佐賀労働局職業安定部職業対策課
TEL：0952-32-7173